

訪問看護 10 年戦略

報告書

平成 21 (2009) 年 3 月

社団法人 全国訪問看護事業協会

目 次

第一章 検討の概要	1
1. 訪問看護 10 カ年戦略検討の背景.....	2
2. 検討体制.....	4
3. 検討経過.....	5
4. 検討結果.....	5
第二章 訪問看護 10 カ年戦略 本文	7
訪問看護 10 カ年戦略.....	8
1. 訪問看護をより身近に知ってもらうための仕組みをつくる.....	10
2. 必要なときにいつでも利用できるよう訪問看護ステーションを整備する.....	12
3. 訪問看護師を十分に確保し、継続して育成する.....	14
4. 訪問看護ステーションの機能を強化・拡充する.....	16
5. 訪問看護ステーションのネットワーク化を進める.....	18
6. 訪問看護ステーションの多機能化・複合化を目指す.....	19

第一章 検討の概要

1. 訪問看護 10 カ年戦略検討の背景

(1) 訪問看護ステーション制度化の意義

訪問看護ステーションは、1992年老人保健法の改正により老人訪問看護ステーションとして制度化された。この制度創設のねらいは、在宅の寝たきり老人等への訪問看護を拡大し福祉との連携の下に在宅医療の推進を図ることであった。また、医療政策の歴史的観点からも、医師以外の職種である看護師が管理者の事業所に社会保険料を財源とした療養費が支払われる仕組みの制度化は特筆されることであった。その後1994年に対象を老人以外にも拡大し指定訪問看護制度となり、2000年の介護保険法の施行により、訪問看護は介護保険、医療保険の双方に跨る制度となり今日に至っている。

(2) 訪問看護ステーションの概況

○ 訪問看護のシェアは小さい

訪問看護ステーションの事業所数、利用者数は制度発足以来順調に伸びてきたが、介護保険が制度化された2000年以降いずれも微増にとどまっている。また、訪問看護の市場は介護保険サービスで介護費全体の約2%の1270億円程度及び医療保険サービスで国民医療費全体の約0.1%の390億円程度で非常に小さい。

○ 5人未満の零細事業所が半数以上

看護職員が5人未満の零細事業所が全体の55%、5人から10人未満の中規模が38%、10人以上の大規模事業所は7%で1割未満にとどまっている。(平成17年度、日本訪問看護振興財団の調査)

○ 利用者宅での滞在時間と同程度の時間が準備等に必要

利用者1人あたり1ヶ月にかかる訪問看護労働投入量を調査した結果、訪問1回あたりに換算すると、利用者宅に平均65分滞在し、その他、準備・移動・記録・ケアカンファレンス等に58分かかっている。(全国訪問看護事業協会 平成14年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業所におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業」)

○ 訪問看護ステーションの経営状況

全国訪問看護事業協会が2007年7月に実施した訪問看護ステーション経営概況緊急調査によれば以下のとおり。

- ・ 訪問看護ステーションの収益は、医療保険が約3割、介護保険が約7割となっている。費用は、給与費が80.6%、経費が12.1%と費用のほとんどが人件費の業態である。
- ・ 2007年3月分の事業損益では赤字のステーションが全体の31.6%であった。特に、小規模のステーション、具体的には職員数が少ない、利用者数が少ない、延訪問回数が少ないほど赤字の割合が高くなっている。
- ・ 一方、黒字の事業所は、非常勤職員を多く雇用し、職員1人あたり給与費を下げ、職員1人あたり訪問回数を多くして、収支を黒い字にしている。

(職員 1 人あたりの給与費は黒字ステーションで 3 3 6 千円、赤字ステーションで 3 7 7 千円であった)

○ 深刻な人手不足

平成 18 年 4 月から 9 月の 6 ヶ月の間に 6 割のステーションが求人募集をしたが、そのうち 35.1 % は採用できなかった。人手不足の結果、約 4 割のステーションが退院患者等の新規の利用者の受け入れを断っている。

(全国訪問看護事業協会 平成 18 年度老人保健健康増進等事業「新たな訪問看護ステーションの事業展開の検討」)

○ 偏在する訪問看護サービス

全国の約半数の市町村に訪問看護ステーションが設置されていない。小規模市町村では未設置が多い。都道府県別の高齢者人口 10 万人あたりの訪問看護の回数は 4 倍の開きがある。

(全国訪問看護事業協会 平成 18 年度老人保健健康増進等事業「訪問看護ステーションに係る介護保険サービスにおける看護提供体制のあり方に関する研究」)

○ 24 時間オーソリティ対応の負担

8 割弱の訪問看護ステーションが 24 時間対応を行っている。近年医療機器を装着した患者等医療依存度の高い利用者が増える傾向にあり、夜間のトラブルの発生があるため、職員の負担感は大きい。規模の小さいステーションほど、職員 1 人が 24 時間オーソリティ対応を行う回数が多く、特に 3 人未満の零細なステーションでは月平均 15.6 日夜間携帯を持参して自宅で待機しており、職員にかかる負担が非常に大きい。

(日本看護協会 平成 18 年度「訪問看護ステーションと在宅療養支援診療所との連携に関する研究」)

○ 衛生材料の円滑な供給体制の確立が急務

薬事法の規定により訪問看護ステーションでは衛生材料等の管理が出来ないため、カテーテルの閉塞等のトラブル発生時に訪問看護師による迅速な対応が困難となっている。必要な衛生材料・医療材料は主治医から供給される仕組みとなっているが、実際には利用者の個人負担やステーションの持ち出しも多い。衛生材料・医療材料が量・質ともに適切に供給されるシステム作りが急務となっている。

(全国訪問看護事業協会 平成 18 年度老人保健健康増進等事業「訪問看護事業の報酬体系・提供体制のあり方に関する調査研究事業」)

(3) 訪問看護 10 カ年戦略検討の必要性

上記のような訪問看護を取り巻く現状を踏まえ、10 年後の 2019 年に向けて、訪問看護のミッションを明確化し、社団法人日本看護協会、財団法人日本訪問看護振興財団、社団法人全国訪問看護事業協会の 3 団体が共同で訪問看護活性化に向けて取り組むため、今後 10 年間の具体的な取り組み事項を「訪問看護 10 カ年戦略」としてとりまとめた。

2. 検討体制

訪問看護 10 カ年戦略を策定するにあたり、全国訪問看護事業協会にワーキングチームを設置して、検討を行った。

訪問看護 10 カ年戦略検討ワーキングチーム 委員名簿

	氏名	所属	役職
委員長	伊藤 雅治	全国社会保険協会連合会	理事長
委員	上野 桂子	社団法人 全国訪問看護事業協会 聖隸福祉事業団	常務理事 理事・顧問
	川村 佐和子	聖隸クリストファー大学大学院	教授
	川越 博美	訪問看護パリアン	スーパーバイザー
	佐藤 美穂子	財団法人 日本訪問看護振興財団	常務理事
	高階 恵美子	社団法人 日本看護協会	常任理事
	高砂 裕子	南区メディカルセンター訪問看護ステーション	管理者
	竹森 志穂	特定医療法人財団健和会 北千住訪問看護ステーション	主任
	新津 ふみ子	ケア・コーディネーション研究所	所長
	宮本 祥代	医療法人財団石心会 さいわい訪問看護ステーション鹿島田	管理者
	村嶋 幸代	東京大学大学院医学系研究科 地域看護学分野	教授
	山田 雅子	聖路加看護大学 看護実践開発研究センター	センター長・教授

3. 検討経過

「訪問看護 10 カ年戦略」を検討するため、ワーキングチームを 4 回開催した。

○訪問看護 10 カ年戦略検討ワーキングチーム 第 1 回会議

平成 20 年 8 月 29 日（金） 18：00～20：00 八重洲俱楽部第 5 会議室

○訪問看護 10 カ年戦略検討ワーキングチーム 第 2 回会議

平成 20 年 10 月 2 日（木） 18：30～20：30 八重洲俱楽部第 7 会議室

○訪問看護 10 カ年戦略検討ワーキングチーム 第 3 回会議

平成 20 年 11 月 6 日（木） 18：00～20：00 八重洲俱楽部第 7 会議室

○訪問看護 10 カ年戦略検討ワーキングチーム 第 4 回会議

平成 21 年 2 月 2 日（月） 18：00～20：00 八重洲俱楽部第 11 会議室

4. 検討結果

「訪問看護 10 カ年戦略」では、訪問看護のミッションとして「国民が最期まで安心して療養生活を送れるよう、他機関・多職種と連携し、24 時間 365 日にわたり療養生活と在宅看取りの支援を行う。」を設定し、その実現のための「10 年間のアクションプラン」として、次の 6 項目をあげた。

“在宅療養者が利用しやすい訪問看護の体制づくり”として、「1. 訪問看護をより身近に知ってもらうための仕組みをつくる」「2. 必要なときにいつでも利用できるよう訪問看護ステーションを整備する」、“訪問看護サービスの提供体制の確立とサービスの質向上”として、「3. 訪問看護師を十分に確保し、継続して育成する」「4. 訪問看護ステーションの機能を強化・拡充する」、“訪問看護ステーションの事業経営の安定化”として、「5. 訪問看護ステーションのネットワーク化を進める」「6. 訪問看護ステーションの多機能化・複合化を目指す」とし、それぞれの項目について、具体策を検討した。

第二章 訪問看護 10 年戦略 本文

訪問看護 10 カ年戦略

10 年後の 2019 年に向けて ~ 超高齢社会・多死時代を迎えるにあたって ~

今後、高齢者介護を取り巻く状況の変化として、75 歳以上の後期高齢者が増大、2020 年には前期高齢者を上回ることが予測されています。特に高齢夫婦世帯、高齢者単独世帯が増加することから、家族介護のみをあてにしない「独居モデル」の確立が求められています。このため、これらの高齢夫婦世帯、高齢者単独世帯が安心して生活できる住まいや療養環境の整備が大きな課題となると考えられます。

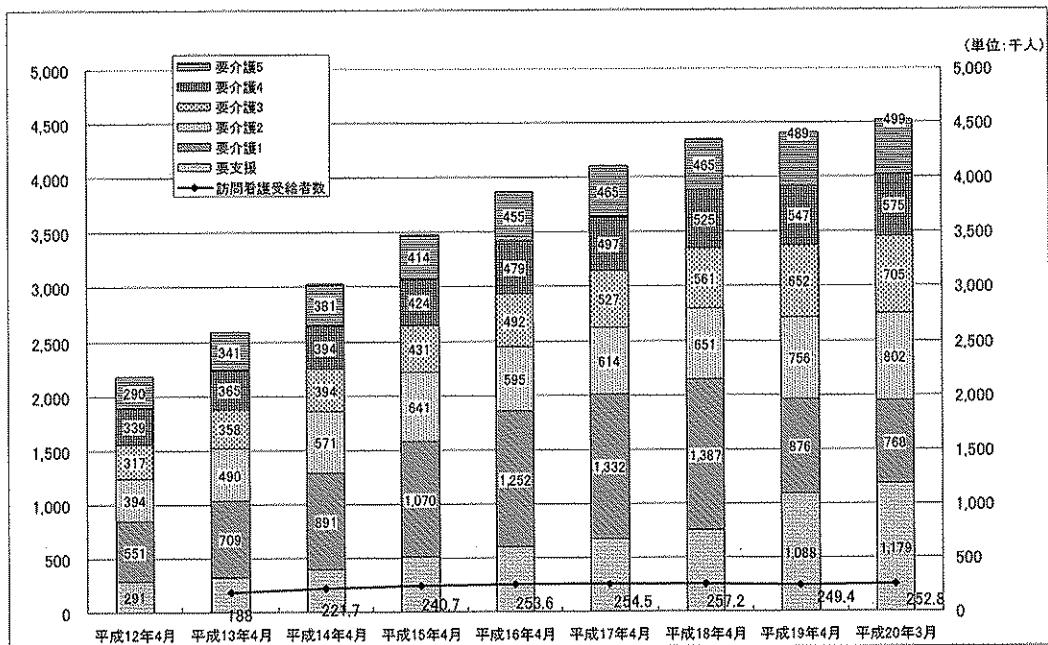
さらに、認知症やがん患者の増加、在宅での看取りの重要性の高まりなどに伴い、医療と介護を必要とする高齢者が増加し、小児や精神疾患等の訪問看護ニーズも高まっていることから、訪問看護を必要とする利用者が大幅に増加することが見込まれます。

超高齢社会・多死時代を迎えるにあたり、介護が必要な状態になっても質の高い介護サービスが利用でき、在宅療養者やその家族が安心して、尊厳をもって自立した生活を送れるよう、訪問看護サービスの充実を図っていく必要があります。

訪問看護ステーションの利用者数（医療保険・介護保険）は、現在約 31 万人で、介護保険利用者や要介護者数の伸びに比べて、殆んど増加していません。日本看護協会推計によれば、2020 年には訪問看護の必要者は 100 万人になることが見込まれており、急激な利用者ニーズの増加に対応できるように訪問看護サービスの供給基盤を早急に確立する必要があります。

この「訪問看護 10 カ年戦略」は、これらの背景を踏まえ、訪問看護サービスの供給基盤の確立に向けて、日本看護協会、日本訪問看護振興財団、全国訪問看護事業協会の 3 団体が協働し、今後 10 年間の具体的な取り組み事項についてまとめたものです。

図表1 要介護者数と訪問看護受給者数（介護保険）の推移



出所) 要介護認定者数；厚生労働省介護保険事業状況報告、訪問看護受給者数；厚生労働省介護給付費実態調査より作成（訪問看護受給者数は13年は5月、20年は4月の値）

訪問看護のミッション

国民が最期まで安心して療養生活を送れるよう、他機関・多職種と連携し、

24時間365日にわたり療養生活と在宅看取りの支援を行う

10年間のアクションプラン

■ 在宅療養者が利用しやすい訪問看護の体制づくり

1. 訪問看護をより身近に知ってもらうための仕組みをつくる
2. 必要なときにいつでも利用できるよう訪問看護ステーションを整備する

■ 訪問看護サービスの提供体制の確立とサービスの質向上

3. 訪問看護師を十分に確保し、継続して育成する
4. 訪問看護ステーションの機能を強化・拡充する

■ 訪問看護ステーションの事業経営の安定化

5. 訪問看護ステーションのネットワーク化を進める
6. 訪問看護ステーションの多機能化・複合化を目指す

1. 訪問看護をより身近に知ってもらうための仕組みをつくる

- 現在、訪問看護（医療保険・介護保険）の利用者数は約 31 万人で、近年横ばいとなっており、介護保険利用者の約 6 割は、要介護 3 以上の中重度者という特徴があります。
- 在宅療養者やその家族にとって、訪問看護は介護保険と医療保険にまたがり、制度が複雑であることや、訪問介護などの福祉系サービスとの違いが分かりづらいことなどから、訪問看護が十分に利用されているとはいえません。
- 訪問看護をより身近に知ってもらうため、国民への P R を効果的に行うとともに、訪問看護の問い合わせ窓口の設置等を通じ、訪問看護の普及・啓発及びイメージアップを図ります。

【具体策】

- メディアを活用し、訪問看護に関するイメージアップ戦略を図る。
 - ☞ 訪問看護に関する一般市民向け、小中高生向けの DVD を作成する。
 - ☞ 多様な訪問看護のベストプラクティスの収集と情報発信の企画・実施を行う。
- シンポジウム等において、訪問看護の利用者の声を広げる
 - ☞ 看護の日や看護フォーラムの場を活用し、住民参加型のシンポジウムを開催する。
 - ☞ 在宅医療・介護関係者と利用者が集う交流集会を開催する。
 - ☞ 難病関係団体・認知症関係団体等と共同でシンポジウムを開催する。
- 訪問看護に関する問い合わせ窓口を設置し、訪問看護に関する相談への対応や情報提供を行う
 - ☞ 訪問看護に関する問い合わせ窓口において、一般的な訪問看護に関する相談の受付及び訪問看護ステーションの紹介を行う。
 - ☞ 訪問看護ステーション検索サイトの充実
(訪問看護ステーションの人員体制、カバーエリア、受けられるサービス、得意な領域、実績などが簡単に検索できるサイト)
 - ☞ 区市町村ごとに訪問看護ステーションマップを作成して、病院・診療所・地域包括支援センター、薬局、公民館などに置く。
 - ☞ 介護サービス情報公表システムで公表されている訪問看護ステーションの情報について利用者が入手しやすい方法を考える。

- 医療機関、地域包括支援センター等とのネットワークを強化し、訪問看護の利用を促進する
 - ☞ 地域包括支援センターとの連携を強化し、訪問看護の利用を促進する。
 - ☞ 訪問看護推進事業において、医療機関と訪問看護ステーションの相互交流の機会や場を増やし、多くの職員が参加できるよう関係機関に働きかける。
 - ☞ 退院調整に関する研修の受講機会・受講期間を増加するとともに、地域の医療機関と訪問看護ステーション共同の退院調整研修プログラムを設置する。
- 看護職員による「居宅療養管理指導」を普及・推進する
 - ☞ 看護職員による「居宅療養管理指導」の普及を推進し、在宅療養者における訪問看護の利用促進・拡充を図る。

2. 必要なときにいつでも利用できるよう訪問看護ステーションを整備する

- 訪問看護の需要計画については、その方法が確立しておらず、介護保険事業計画等を策定する際には、要介護者の推計値に現在の訪問看護利用率等を乗じて算定されることが多い。また、都道府県で策定している医療計画において、訪問看護の役割・位置づけが明示されていないことが多く、訪問看護を提供していくためのサービス供給量が確保されていない場合があります。
- さらに、訪問看護ステーション未設置市町村が約半数を占め、都道府県別の高齢者人口 10 万人あたりの訪問看護利用者数は 4 倍の開きがあります。
- このため、訪問看護の需要予測方法を確立し、必要な時にいつでも訪問看護を利用できるよう、訪問看護の必要量を適切に把握した上で、計画的にサービス供給量を確保していく必要があります。

【具体策】

- 訪問看護の潜在ニーズも含めた需要予測方法を確立し、行政の計画作成時に使えるように颁布する
 - ☞ 地理的特性を加味した訪問看護事業所の需給状況に関する検討を行う。
 - ☞ 訪問看護の必要量を適切に把握し、利用者ニーズに応えるためのサービス供給量を検討する。
- 都道府県の医療計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画において、訪問看護の役割・位置づけを明確化するよう働きかける
 - ☞ 都道府県の保健医療計画協議会等に訪問看護関係者が積極的に関与し、政策提言能力を高める。
 - ☞ 医療機能情報公表制度において、訪問看護ステーションの情報を入れて公表するよう働きかける。
- 行政計画にあげた訪問看護必要数（目標値）を達成するための具体的な方策について、行政と都道府県看護協会及び訪問看護ステーション連絡協議会等が協議しつつ進める
 - ☞ 各都道府県の訪問看護必要数（目標値）達成にむけた都道府県看護協会及び訪問看護ステーション連絡協議会の活動を支援する。
- サテライト事業所の設置促進を図る
 - ☞ 地方自治体に働きかけ、サテライト事業所の適正な運用を図る。

- ☞ サテライト事業所の設置状況の情報を公開する。
- ☞ 都道府県における「サテライト事業所設置推奨地域マップ」を作成し、都道府県看護協会及び自治体等に情報提供する。

3. 訪問看護師を十分に確保し、継続して育成する

- 訪問看護ステーションの廃止・休止の理由として、「訪問看護師不足」をあげる事業所が多く、訪問看護師の安定的な確保が重要な課題となっています。
- 訪問看護師を確保するため、新卒看護師や再就職者を積極的に採用するとともに、現任訪問看護師のキャリアアップの仕組みの導入を図ります。

【具体策】

- 訪問看護師に関わる様々な教育・生涯研修体系を整理した上で、今後の訪問看護師の育成・確保に関する 10 カ年計画を作成する
 - ☞ 訪問看護ステーション管理者、病院看護管理者、看護系大学等教員などの有識者による検討委員会を設置し、「訪問看護師育成・確保に関する 10 カ年計画」を立案する。
(訪問看護師として期待されるビジョン、育成主体、育成方法、育成期間等を明示)
 - ☞ 看護系大学等において訪問看護師の養成・再就職支援等のカリキュラムの設置を促進し、訪問看護師のキャリアアップの仕組みを作る。
 - ☞ 訪問看護師としてキャリアアップするための評価基準を作成する。
- 新卒看護師や再就職者を積極的に採用するため、訪問看護ステーションの受け入れ体制を整備する。また、訪問看護師に必要な基礎的能力を明らかにし、それらの能力を網羅的・効果的に習得できる研修を実施する
 - ☞ 新卒看護師及び新たに訪問看護を始める看護職向けの研修プログラムを開発し実施する。
 - ☞ 基礎教育及び専門教育（地域看護・在宅看護）における、訪問看護に関するカリキュラムの充実を図る。
 - ☞ 訪問看護に特化したナースバンクの設置及びナースセンターの機能強化を図る。
 - ☞ 訪問看護実践者が訪問看護技術・臨床の教育者として、在宅看護論の基礎教育に携われるような環境整備を行うと共に、教員の研修を受け入れる訪問看護ステーションの整備を行う。
 - ☞ 訪問看護ステーション管理者が有識者として看護基礎教育に参画する。

- 訪問看護に関する認定看護師及び専門看護師の養成機関の設置に向けて働きかける
 - ☞ 訪問看護に関する認定看護師及び専門看護師を10年間で1万人を養成することを目標として、都道府県看護協会や看護大学へ養成機関の設置を働きかける。
 - ☞ 訪問看護に関する認定看護師・専門看護師を養成する教員を養成する。
 - ☞ 訪問看護に関する認定看護師・専門看護師の組織化を支援し、政策提言能力を強化する。
- 現任訪問看護師の継続研修を充実させ、働きながら受講しやすい仕組みをつくる
 - ☞ 訪問看護推進事業を活用し、同行訪問等による訪問看護の技術の習得を図る。
 - ☞ e-learning を積極的に活用・推進し、受講率を高める。
- 訪問看護ステーションにおける実習生受け入れ数の増大に伴い、実習受け入れ先の確保や実習指導者の養成を図る
 - ☞ 学生の実習環境を整備する。（実習受け入れ費用の増額、実習指導者の教育充実）
 - ☞ 実習指導者が働きながら実習指導者養成講習を受講できる仕組みを検討する。

4. 訪問看護ステーションの機能を強化・拡充する

- 医療の高度化、利用者ニーズの多様化等に伴い、訪問看護ステーションには様々な利用者ニーズに対応することが求められています。
- このため、利用者ニーズに 24 時間適切に対応できる訪問看護ステーションを整備し、訪問看護ステーションの機能の拡充とサービスの質の向上を図ります。機能拡充にあたっては、訪問看護師の 24 時間電話対応の負担感の軽減、ワークライフ・バランスのとれた就業の促進など、訪問看護師の労働環境改善を合わせて進めます。
- 訪問看護ステーションの機能の強化に向け、管理者教育・育成の充実を図ります。

【具体策】

- 緩和ケア、栄養・排泄管理、看取りのケア、退院支援、その他高度な医療処置を伴う管理など、様々な利用者ニーズに 24 時間対応できるよう訪問看護ステーションの機能を強化する
 - ☞ 様々な利用者ニーズに対応できるよう、訪問看護の各種研修会を充実・強化する。
 - ☞ 訪問看護ステーション同士が協働して、地域住民が安心して療養できるように支援する仕組みをつくる。
 - ☞ 訪問看護ステーションの安定的な 24 時間営業にむけた支援事業を行う。
(24 時間営業の経営モデルの提示と普及、周辺業務の集約化、医療材料等供給支援など)
- 利用者ニーズの多様化に対応するため、専門性の高いケアに関するコンサルテーションを受ける仕組みをつくる
 - ☞ 専門看護師や認定看護師からの専門的ケアの技術の習得、コンサルテーションを受ける仕組みを作り、診療報酬改定・介護報酬改定に向けた政策提言を行う。
 - ☞ 訪問看護ステーションのネットワーク化を推進し、他の訪問看護ステーションに対して技術支援を行う訪問看護ステーションの設置を推進する。
 - ☞ 障がい者、精神障がい者、小児などについても訪問看護の推進を図る。
- サービスの質の向上を図るため、訪問看護サービス質評価指標を開発する
 - ☞ 訪問看護サービスの質評価の枠組み・質評価指標を開発する。
 - ☞ 専門性の高いケアに関するエビデンスの集積を図る。

- 増大する在宅ターミナルに対応するため、在宅ターミナルに対応可能な医師との連携を強化する
 - ☞ 他職種や市民参加型の研修会やシンポジウムを実施する。
 - ☞ 在宅ターミナルケアを行うことのできる機関（在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなど）の情報共有をする。
 - ☞ 都道府県協会及び訪問看護ステーション連絡協議会が、都道府県医師会や在宅療養支援診療所連絡会等との協賛による研修会、情報交換会を企画・運営し、連携の強化を図れるよう活動を支援する。
 - ☞ 医師と訪問看護師との連携強化を促進する方法（在宅支援診療所と訪問看護ステーションとの連絡会など）について検討を行う。
- 訪問看護ステーションの経営安定化に向け、経営コンサルテーションを行う
 - ☞ 各種研究事業を有効に活用し、経営安定化に向けた経営モデルを提案する。
 - ☞ 在宅ケア・訪問看護に関する電話相談・来所相談を実施する。
 - ☞ 業務効率化やサービスの質の向上のためのセミナー・コンサルテーションを実施する。
 - ☞ 訪問看護ステーションの経営安定化のノウハウをまとめた小冊子を作成する。
- 管理者の研修受講機会を増やし、経営・人事・労働環境など、訪問看護ステーションのマネジメントを行うための能力を身につける。
 - ☞ 管理者養成研修において、訪問看護ステーションのマネジメント力を向上する。
- 様々な従事者対策について、全国の訪問看護ステーションの取り組みを支援し、訪問看護師の離職防止を図る
 - ☞ 経営実態や雇用に関する調査を行い、結果を公開する。
 - ☞ 労働環境や雇用形態などに関する相談対応、情報提供や研修会を行う。

5. 訪問看護ステーションのネットワーク化を進める

- 訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、様々な事務作業・周辺業務に対応するには職員が不足しています。
- 訪問看護師が訪問看護業務に専念し、利用者・家族のニーズに対応していくために、広域対応訪問看護ネットワークセンターを設置し、様々な周辺業務に対応できる体制を整えます。

【具体策】

- 広域対応訪問看護ネットワークセンターを地域ブロックごとに設置する
 - ☞ 広域対応訪問看護ネットワークセンターを中心に、自治体や都道府県看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会が協力して地域住民や在宅療養者のニーズを情報集約し、地域の訪問看護が取り組むべき課題について明確化できるよう、情報提供や活動支援を行う。
- 広域対応訪問看護ネットワークセンターでは、請求業務等支援事業、コールセンター支援事業、医療材料等供給支援事業などを実施する他、地域の訪問看護ステーション及び他職種との連携を強化し、夜間帯・専門領域の訪問分担、看護記録の様式共有、パンフレット作成、スタッフ教育、人事交流等を協働で行うことにより、地域の訪問看護ステーションの業務効率化を図る
 - ☞ 広域対応訪問看護ネットワークセンターの設置に伴い、ステーションの事務作業や電話相談等の業務がどの程度効率化されたか、医療材料等が円滑に提供されているか等の実態調査を実施し、ネットワーク強化に向けた課題について提言を行う。
 - ☞ 広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、地域内の訪問看護ステーション等の情報共有を行うシステムを構築する。
(個人情報に配慮した仕組みの検討)
 - ☞ 地域内の訪問看護ステーションの空き情報を共有し、利用者の訪問希望日・時間帯に訪問看護を提供できる仕組みをつくる。
 - ☞ 薬剤師と協働することにより、服薬管理の徹底、医療材料等の円滑な供給を推進する。
 - ☞ 地域の小規模事業所同士の連携を強化し、人事交流や事務作業等を協働で実施し、業務の効率化を図る。

6. 訪問看護ステーションの多機能化・複合化を目指す

- 訪問看護ステーションの多機能化や複合化を図り、利用者のニーズに応えます。

【具体策】

- 機能の多機能化・複合化（療養通所介護の併設等）を促進する
 - ☞ 療養通所介護事業所の併設を推進する。
 - ☞ 健康管理などのサービス提供に向けた検討を行う。
 - ☞ 療養通所介護に関し、診療報酬改定・介護報酬改定にむけた政策提言を行う。
 - ・エビデンス集積及び療養通所介護推進ネットワークの活動を支援する。
 - ・療養通所介護の拡充に資する報酬上の評価・設置促進策などを要望・提言する。
- 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームなど、多様な居住の場への訪問看護を拡大し、事業の安定化を図る。
 - ☞ 多様な居住の場への訪問看護に関し、診療報酬改定・介護報酬改定にむけた政策提言を行う。
 - ・多様な居住の場への訪問看護に関するエビデンスを集積する。
 - ・介護保険施設に勤務する看護職員の組織化により政策提言能力を高める。
 - ・多様な居住の場における訪問看護の報酬上の評価及びサービス提供の促進策を要望・提言する。
 - ☞ 多様な居住の場における訪問看護の定着にむけた情報発信や支援活動を行う。

訪問看護 10 カ年戦略

報告書

平成 21 年 3 月

発行・編集 全国訪問看護事業協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-3-12 壱丁目参番館 302

TEL. 03-3351-5898 FAX. 03-3351-5938

本書の一部または全部を許可なく複写・複製することは著作権・出版権の侵害になりますのでご注意ください